

千葉市公告第44号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する同法第72条第1項の規定より、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

関係人で意見のある方は、当日出席して意見を述べるか、もしくは書面にて意見を提出してください。

令和3年1月27日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 聴取しようとする事項  
若葉区小倉町住宅地区建築協定について
- 2 聴取の日時  
令和3年3月4日（木） 午前10時00分より
- 3 聴取の場所  
千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター 3階  
調停室
- 4 書面にて意見を提出する場合の提出期限及び送付先について
  - (1) 提出期限 令和3年2月24日（水）必着
  - (2) 提出方法 「若葉区小倉町住宅地区建築協定に対する意見」と書き、住所、氏名、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付してください。  
郵 送：260-8722  
千葉市中央区千葉港2番1号  
千葉中央コミュニティセンター3階  
千葉市役所建築指導課企画管理班  
F A X：043-245-5888  
電子メール：shido.URC@city.chiba.lg.jp

## 5 備考

新型コロナウイルス感染症の影響で公聴会が延期となる場合があります。